

社会福祉法人太田福祉記念会 太田訪問介護事業所運営規程

(訪問型サービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人太田福祉記念会が開設する太田訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う第1号訪問事業（利用者の居住する自治体が介護予防・日常生活支援総合事業を実施していない場合は、介護予防訪問介護）（以下「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者並びに介護福祉士又は介護員養成研修の修了者（以下「職員」という。）が、事業対象又は要支援状態にある利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な訪問型サービスを提供し、利用者の心身機能の維持増進並びに家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が提供する訪問型サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容にそったものとする。

- 2 利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場に立った訪問型サービスの提供に努める。また、利用者及び家族等のニーズを的確に捉えた個別の介護予防訪問介護相当サービス計画（以下、「介護予防訪問介護計画」という。）を作成し、適切なサービスを提供する。
- 3 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通して、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行なうとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。
- 4 訪問型サービスの運営にあたっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は第1号事業者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	社会福祉法人太田福祉記念会 太田訪問介護事業所
所在地	福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢11番地1
名称	社会福祉法人太田福祉記念会 太田訪問介護事業所 小磯分室
所在地	福島県郡山市湖南町舟津字小磯5112番地1

(職員の職種・員数・職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数・職務内容は別表のとおりとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日	月曜日～土曜日 (第2・4土曜日、国民の祝日・休日、12月31日～1月3日を除く。)
営業時間	原則として、午前8時30分～午後5時00分まで (土曜日は午前8時30分～午後1時00分まで。)

(訪問型サービスの内容)

第6条 訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護 食事の介護、排泄の介護、衣類着脱の介護、入浴の介護、身体の清拭・洗髪、通院等の介護、その他必要な身体の介護
- (2) 生活援助 調理、衣類の洗濯・補修、清掃・整理整頓、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、その他必要な生活援助

(訪問型サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 事業者は、利用者に訪問型サービスを提供する際には、あらかじめ、利用者又は家族等に対して訪問型サービスの内容及び提供方法、利用料等を重要事項説明書で説明し、同意を得るものとする。

(介護予防訪問介護計画の作成等)

第8条 訪問型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた介護予防訪問介護計画を作成する。当該計画の作成後は、実施状況をモニタリングし、その結果を介護予防支援事業者へ報告する。

- 2 介護予防訪問介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族等に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護予防訪問介護計画に基づいて訪問型サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。
- 4 訪問型サービスの提供にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行なうことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(利用料等)

第9条 事業所が提供する訪問型サービスの利用料は市町村が定める額とし、提供した訪問型サービスが法定代理受領サービスの場合は、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 前項以外の利用料については次のとおりとする。

サービスを提供するために使用する、お住まいの水道、ガス、電気料金等の費用（実費）

- 3 利用料等の受領は、現金、銀行口座振込又は銀行口座引落により指定期日までに受ける。

(虐待の防止に関する事項)

第9条の2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、「虐待の発見・相談対応マニュアル」に従い、速やかに市町村に通報するものとする。

(通常の訪問型サービスの実施地域)

第10条 通常の訪問型サービス実施地域は、郡山市とする。

(サービスの提供記録の記載)

第11条 訪問型サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第12条 管理者並びに職員(職員であった者を含む。)は、訪問型サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する秘密は、いかなる場合においてもこれを他に漏らしてはならない。

(禁止行為)

第13条 職員は、個人的に第三者から依頼を受け、有償で訪問型サービスの類似行為を行ってはならない。又、利用者世帯において、金品等の受領、物品の斡旋・販売及び宗教活動を行ってはならない。

(苦情処理)

第14条 提供した訪問型サービスに関する利用者又は家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族等に対する説明記録の整備等の必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第15条 訪問型サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して速やかにその損害を賠償する。

(衛生管理)

第16条 訪問型サービスに使用する備品等については、常に清潔を保持し、定期的に消毒を実施する等、衛生管理に十分留意する。

2 職員は、感染症等に対する予防及び知識の習得に努める。

(緊急時等における対応方法)

第17条 訪問型サービスの提供中に、利用者に、急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医の診断を受けるとともに、家族等に連絡する等の適切な措置を講じる。

(非常災害時における対応方法)

第18条 訪問型サービスの提供中に、天災その他の非常災害が発生した場合は、職員は利用者の避難等適切な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 職員の資質の向上を図るため研修の機会を設けるとともに、各種資格取得を推奨する。

2 利用者のニーズに適切に応えるため、サービスの自己評価を実施する。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する必要事項は、社会福祉法人太田福祉記念会の理事会で定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 5 年 3 月 1 日より施行する。

別表

職 種 \ 区 分	数	職 務 内 容
管理者	1 (1)	事業所の職員の管理、業務状況の把握及びその他の管理を行う。
訪問介護員 (サービス提供責任者)	1 (1)	利用申込に係る調整、利用者の状態等の把握、介護予防支援事業者との連携、職員に対する技術指導、第 1 号訪問事業サービス計画の作成を行う。
訪問介護員等	3 以上 (2)	訪問型サービス業務を行う。

() は、常勤で兼務。